

## 公用車オークション

📍 管財契約課（西有家庁舎） ☎73-6626

市で使わなくなった公用車を売却（オークション）します。多くの皆さんの来場をお待ちしています。

※出品内容は変更する場合があります。

📅 11月24日(日) 午前10時～売り切れ次第終了

📍 西有家庁舎駐車場

👤 市民または市内に事業所がある人



市HP

| 車種      | 台数 |
|---------|----|
| 軽貨物バン   | 4台 |
| 軽乗用車    | 1台 |
| 普通乗用車   | 2台 |
| 普通貨物ダンプ | 1台 |

●売却方法…せり売り（オークション）

●オークション参加の注意

・落札者は、オークション当日に入札保証金として落札額の5%以上の納付が必要です。

・オークションの詳細は、市ホームページまたは、管財契約課および各支所をご覧ください。

## 不動産（土地・建物）の相続登記の申請義務化

📍 長崎地方法務局 島原支局 ☎62-2513

所有者が不明な土地の発生を予防するため、法律が改正されました。

4月以降に不動産の所有者が亡くなった場合に、相続人は「不動産を取得したことを知った日から3年以内」に不動産の名義変更（相続登記）の手続きをすることが義務になっています。

この義務は、過去に相続した未登記の不動産にも適用され、正当な理由なく義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となりますので、心当たりのある人はご確認ください。



法務省HP

## 大規模な土地取引には届出が必要です

📍 都市計画課（有家庁舎） ☎73-6677

一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、国土利用計画法により土地の権利取得者は、契約締結の日から2週間以内に土地の利用目的などについて土地の所在する市町へ届出が必要です。

●届出が必要な土地取引面積

|              |           |
|--------------|-----------|
| ①市街化区域       | 2,000㎡以上  |
| ②上記以外の都市計画区域 | 5,000㎡以上  |
| ③都市計画区域以外の区域 | 10,000㎡以上 |

※複数の土地取引においては、合計面積で該当となる場合もあります。

●届出の手続き

|      |   |
|------|---|
| 届出者  | 土地の権利取得者（売買の場合は買主）                            |
| 届出期限 | 契約締結日（予約を含む）から2週間以内<br>※2週間後が土日祝日、年末年始はその翌日まで |
| 届出窓口 | 都市計画課（有家庁舎）                                   |

※届出の詳細についてはお問い合わせください。

## 12月2日以降の国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証について

📍 健康づくり課（南有馬庁舎） ☎73-6641

12月2日(月)から、現在の紙の保険証の交付が廃止されます。

現在お持ちの紙の保険証の有効期限は、令和7年7月31日(休)までです。

新たに70歳・75歳を迎える人、負担割合が変更になる人、また毎年8月の年度更新ではすべての被保険者に資格情報通知書または資格確認書を送付します。

■資格情報通知書

👤 マイナ保険証をお持ちの人（マイナンバーカードに保険証の登録をしている人）

●注意点

・マイナ保険証のみで受診可能です。

・マイナ保険証未対応の医療機関などでは、マイナ保険証と資格情報通知書の両方を提示してください。

※マイナ保険証対応医療機関は、市ホームページをご確認ください。

※資格情報通知書の内容をマイナポータルから保存し、スマートフォン上で提示できます。

■資格確認書

👤 マイナンバーカードを持っていない人

・マイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証の登録をしていない人

・マイナ保険証を登録しておらず、マイナンバーカードを返納した人

●資格確認書の交付申請が必要な人

👤 マイナ保険証の登録を解除しないまま、マイナンバーカードを返納した人

・マイナ保険証の登録を解除した人

●保険税を滞納している国民健康保険加入者について

長期にわたる保険税滞納者（※1）は特別療養費（※2）の支給に変更となります。

※1 市が納付の推奨、納付相談の実施などの取り組みを行ったが、特別の事情（災害、病気、事業廃止など）がなく、1年以上の期間滞納をしている人

※2 長期にわたる保険税滞納者が診療を受けた場合、病院などの医療機関の窓口で医療費の全額を支払い、後日申請により医療費から、自己負担額を差し引いた払い戻しを受けること。



市HP

## 事業承継にお悩みの人はご相談ください

📍 長崎県事業承継・引継ぎ支援センター（長崎商工会議所内） ☎095-895-7080

「まだ元気だ、当分やれる」と思っている、事業承継はすべての企業で必ず起こります。

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継に悩むすべての中小企業のさまざまな課題の解決を支援する公的な相談窓口です。

「事業を引き受けたい」「事業を譲り渡したい」など、お悩みの人は一度ご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

事前予約制となっていますので、詳しくはお問い合わせください。

●受付時間…午前9時～午後5時 ※平日（祝日・年末年始は除く）